証券コード　7047
2020年６月11日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
ポ　ー　ト　株　式　会　社
代表取締役社長　　春 日　博 文

第９期定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は、格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第９期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が拡大している状況を踏まえまして、株主の皆様の感染リスクを避けるため、書面またはインターネットによって議決権をご推奨申し上げます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2020年６月25日（木曜日）午後６時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。詳細につきましては３頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

敬具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午後１時

２．場　　所　東京都新宿区西新宿１丁目６番１号
新宿エルタワー30階　Ｂ室
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

３．目的事項

報 告 事 項　第９期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　取締役３名選任の件

第２号議案　補欠取締役１名選任の件

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

第４号議案　会計監査人選任の件

以上

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.theport.jp）に掲載させていただきます。
◎本定時株主総会において、お土産のご用意や懇親会の開催はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

＜新型コロナウイルス感染症への対応について＞

◎新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、可能な限り出席をお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。
◎株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な席数が確保できない可能性がございます。
◎ご来場の株主様におかれましては、可能な限りマスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
◎当日は、議場受付前にて株主様の検温をさせていただき、37度以上の発熱が確認された場合は、ご入場を制限させていただく場合がございます。
◎株主総会に出席する役員、及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただく場合がございます。
◎今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、本総会の運営を変更する場合がございます。運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.theport.jp）に掲載させていただきます。
◎本総会の時間短縮のため、質疑応答に制限を設けさせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

＜議決権行使についてのご案内＞

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後６時30分必着でご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

下記事項をご確認のうえ、2020年６月25日（木曜日）午後６時30分までに行使していただきますようお願い申し上げます。

１．議決権行使サイトについて

（１）インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

（２）インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（３）インターネットによる議決権行使は、2020年６月25日（木曜日）の午後６時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

（１）パソコンによる方法

・議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

（2）スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)

・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は１回に限り可能です。２回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記２．（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

（添付書類）

事　業　報　告

2019年４月１日から
2020年３月31日まで

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境においての改善がみられ、緩やかな景気回復基調がみられるものの、米国における保護主義的な通商政策による各国間摩擦や新型コロナウイルスの感染拡大による世界規模の大幅な景気後退リスク等、依然として先行きが不透明な状況が継続しております。

当社が属するインターネットメディア業界において、モバイルにおける運用型広告、動画広告の成長がさらに加速し、「インターネット広告費（媒体費＋制作費＋物販系ECプラットフォーム広告費）」は２兆1,048億円（前年比119.7％）と初めて２兆円を超え、６年連続で二桁成長となりました（株式会社電通発表「2019年日本の広告費」）。

このような環境の中、当社においては、「世界中に、アタリマエとシアワセを。」というコーポレート・ミッションのもと、インターネットメディア事業を展開しております。

当社では、バーティカルメディアの水平展開による行動データの獲得と、獲得したデータを活用したリアルプロダクトやサービスの垂直展開を積極的に推進しており、当社の提供しているサービスである、キャリア系メディア「キャリアパーク！」、ファイナンス系メディア「マネット」等のインターネットメディア事業の業績は堅調に推移しております。また当事業年度においては複数のインターネットメディアをM＆Aにより取得する一方で、一部メディアの売却も実施しながら、さらなる事業成長に向けた体制整備にも取り組んでおります。

こうした取り組みの結果、当事業年度の経営成績は、売上高4,103百万円（前年同期比35.0％増）、営業利益699百万円（前年同期比29.0％増）、経常利益708百万円（前年同期比36.9％増）、当期純利益382百万円（前年同期比30.3％減）となりました。

なお、当社の事業セグメントはインターネットメディア事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

2019年12月31日に、当社はインターネットメディア事業（リーガル領域）を株式会社ピーエーへ事業譲渡いたしました。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、当社の企業価値向上及び相乗効果による事業拡大を図るため、2019年10月31日付で、フェズ株式会社が運営するインターネットメディア事業の一部を譲受けております。

(6) 対処すべき課題

① 認知度の向上とユーザー数の拡大

当社が持続的に成長するためには、当社及び当社サービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社の知名度を向上させること、また既存メディアにおけるＰＤＣＡサイクルの強化を進めることにより認知度の向上とユーザー数の拡大に努めてまいります。認知度の向上とユーザー数の拡大については、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

② 継続的な事業の創出

インターネット関連事業は、サービス等の新陳代謝が激しく、一般的にプロダクトライフサイクルが短い傾向にあります。こうした環境の中で継続的な成長を実現するために、当社は、既存事業の成長を図るだけではなく、様々な新規事業に取り組み続けることが重要であると考えております。

当社は、キャリア系メディア「キャリアパーク！」で構築したビジネスモデルを、ファイナンス系メディア「マネット」への横展開に成功しており、今後も中長期の競争力確保につながる事業開発のノウハウの蓄積を積極的に行い、インターネット市場向けの新規事業開発に取り組むことで、将来にわたる持続的な成長につなげてまいります。

③　リアルプロダクトの拡大

キャリア系メディア「キャリアパーク！」は、当社が目指すビジネスモデルであるインターネットソリューションとリアルプロダクトのクロスセルを実現しており、「キャリアパーク！」で獲得したユーザーを人材会社等へ送客するだけでなく、会員限定のキャリアアドバイス（職業紹介）や就職イベント等のリアル領域にも送客することで収益拡大を実現してまいりました。今後、他の領域でもインターネットメディアによる送客サービスに限らず、各メディアで獲得したビッグデータを活用したリアルプロダクトの開発を進めてまいります。

④　ユーザーのビッグデータの蓄積、解析体制の強化

当社は、多くのユーザーのアクセスログ、所謂ビッグデータを有しており、ユーザーに更なる付加価値を提供するためにも、これらのビッグデータに基づき、独自のサービスを開発していく必要があると考えております。そのため、より一層ビッグデータを独自に解析する体制を強化してまいります。

⑤　優秀な人材の確保と育成

継続的に成長するために、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。特に当社のサービスの充実や拡大をするためのエンジニア等の専門職、サービスの販売を担当する営業人員の採用を適時行ってまいります。また、当社の経験とノウハウに基づく多様かつ有益な研修を実施していく等、継続的に人材の育成に取り組んでまいります。

⑥　M＆Aの活用

新規事業やサービスの拡大のため、M＆A等の事業投資の実行による成長の実現が重要であると考えております。M＆Aを行うに当たっては、投資効果はもちろん、対象企業の将来性や当社の運営するインターネットメディアとのシナジー等を十分に検討した上で、事業領域の拡大と業績の向上につながるM＆Aを進めてまいります。

⑦　内部管理体制の強化

当社は、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくためには、内部管理体制の更なる強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの運用、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化と法令遵守の徹底を図るとともに、監査役監査や定期的な内部監査の実施等により、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

⑧　システムのセキュリティ管理体制と安定化

当社の展開する事業は、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

また、更なるユーザーの増加や新規事業等に伴うアクセス数の増加に備え、サーバー設備の増強や負荷分散を推進するなどの対策が必要となります。当社は、これら対策の重要性を認識した上で、今後も継続的な維持管理を行い、システムの安定化に取り組んでまいります。

⑨　技術革新や事業環境の変化への対応

当社の事業領域であるインターネット関連市場は、技術革新のスピードが速く、次々と新規参入企業が出現するなど、変化のスピードの早い環境となっております。

当社は、このような変化に対しても迅速に対応し、インターネットメディアの利用価値を継続的に高めていくことにより事業規模を拡大するため、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築してまいります。

これらの対応を進める中では、キャリア、ファイナンスという人の生活にとって無くてはならない領域における多くのユーザー、多くのアクセスログを有することとなるため、解析をはじめとした技術革新を続けることは当社にとって必要不可欠であると考えます。

(7) 財産及び損益の状況

区分＼期別		2016年度 第６期	2017年度 第７期	2018年度 第８期	2019年度 第９期
売上高	(百万円)	942	1,931	3,039	4,103
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△292	△136	517	708
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	△294	△137	549	382
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	(円)	△31.84	△13.61	50.22	33.92
総資産	(百万円)	675	1,291	3,482	3,962
純資産	(百万円)	38	520	2,091	2,116

(注) １．当社は、2018年９月４日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。このため、第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)を算定しております。

２．第６期及び第７期の数値については、会社法第436条第２項第１号に規定する会計監査人の監査を受けておりません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

事業区分	事業内容
インターネットメディア事業	(1) キャリア系インターネットメディアサービス (2) ファイナンス系インターネットメディアサービス

(10) 主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都新宿区
新宿サテライトオフィス	東京都新宿区
日南サテライトオフィス	宮崎県日南市

(11) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減
159名	2名増

（注）上記従業員数には、臨時従業員（アルバイト社員）の38名は含んでおりません。

(12) 主要な借入先（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	450
株式会社三井住友銀行	106

(13) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　42,908,600株
(2) 発行済株式の総数　　11,642,220株（自己株式数457,100株を含む）
(3) 株主数　　5,500名
(4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
春日 博文	4,066	36.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	793	7.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	730	6.52
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	599	5.36
丸山　侑佑	412	3.68
野村信託銀行株式会社(投信口)	335	2.99
三菱UFJキャピタル５号投資事業有限責任組合	211	1.88
FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合	186	1.66
SBIベンチャー企業成長支援３号投資事業有限責任組合	142	1.27
SBIベンチャー企業成長支援４号投資事業有限責任組合	103	0.92

(注) １．当社は、自己株式を457千株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

２．2020年５月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、大和アセットマネジメント株式会社が2020年４月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数(千株)	株券等保有割合(%)
大和アセットマネジメント株式会社	473	4.06

(5) その他株式に関する重要な事項

資本効率の向上を図るとともに、１株当たりの株主価値を高め、株主への利益還元を充実させるため、2019年８月９日開催の取締役会決議に基づき、2019年８月13日付で、普通株式457,100株を取得価額の総額399百万円にて取得いたしました。

３．会社の新株予約権等に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

第５回新株予約権

発行決議日		2017年７月18日
新株予約権の数		6,557個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　65,570株 （新株予約権１個につき10株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権１個当たり2,300円 （１株当たり230円）
権利行使期間		2019年７月19日から 2027年７月18日まで
行使の条件		（注）１
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　6,557個 目的となる株式数　65,570株 保有者数　１人
	社外取締役	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人
	監査役	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人

（注）１．行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場することを条件とする。

③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

④ 新株予約権の１個を分割して行使することはできないものとする。

２．2018年９月３日開催の取締役会決議により、2018年９月４日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価値」が調整されております。

第５－②回新株予約権

発行決議日		2018年３月13日
新株予約権の数		19,466個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　194,660株 （新株予約権１個につき10株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権１個当たり2,300円 （１株当たり230円）
権利行使期間		2020年３月14日から 2028年３月13日まで
行使の条件		（注）１
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　19,466個 目的となる株式数　194,660株 保有者数　３人
	社外取締役	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人
	監査役	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人

（注）１．行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

② 新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場（以下「株式公開」という。）することを条件とする。また、新株予約権者は、以下(ⅰ)から(ⅱ)までの期間ごとに、以下(ⅰ)から(ⅱ)に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

（ⅰ）株式公開の日（以下「権利行使開始日」という。）から起算して２年を経過した日以降に、割当数の２分の１を上限として行使することができる。

（ⅱ）権利行使開始日から起算して３年を経過した日からは、割当数の全てを行使することができる。

③　新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

④　新株予約権の１個を分割して行使することはできないものとする。

２．2018年９月３日開催の取締役会決議により、2018年９月４日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価値」が調整されております。

第６回新株予約権

発行決議日		2019年８月９日
新株予約権の数		6,200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　620,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり700円 （１株当たり7円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権１個当たり93,800円 （１株当たり938円）
権利行使期間		2022年７月１日から 2024年８月25日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　6,180個 目的となる株式数　618,000株 保有者数　３人
	社外取締役	新株予約権の数　20個 目的となる株式数　2,000株 保有者数　１人
	監査役	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人

（注）行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022 年３月期から2024年３月期までのいずれかの期において当社の有価証券報告書に記載される損益計算書の売上高が60億円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を当該売上高の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。なお、売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における売上高を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、割当日から2021年３月31日までの期間において、継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。2021年４月１日から行使期間終期までの期間においては、新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

第６回新株予約権

発行決議日		2019年８月９日
新株予約権の数		200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　240,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権１個当たり700円 （１株当たり7円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値		新株予約権１個当たり93,800円 （１株当たり938円）
権利行使期間		2022年７月１日から 2024年８月25日まで
行使の条件		（注）
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　200個 目的となる株式数　20,000株 交付者数　１人
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 交付者数　０人

（注）行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022 年３月期から2024年３月期までのいずれかの期において当社の有価証券報告書に記載される損益計算書の売上高が60億円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を当該売上高の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。なお、売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における売上高を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

② 新株予約権者は、割当日から2021年３月31日までの期間において、継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。2021年４月１日から行使期間終期までの期間においては、新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要しないものとする。

ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

４．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	春日博文	ＣＥＯ
取締役副社長	丸山侑佑	ＣＯＯ
取締役	加藤広晃	加藤会計事務所所長
取締役（社外）	馬渕邦美	株式会社マクアケ　社外取締役
常勤監査役（社外）	磯部寛	
監査役（社外）	樋口俊輔	税理士法人樋口税務事務所　代表社員 株式会社樋口会計事務所　代表取締役 地盤ネットホールディングス株式会社 社外監査役
監査役（社外）	橋本綾子 (成綾子)	東京神谷町綜合法律事務所

（注）１．取締役馬渕邦美氏は、社外取締役であります。

２．監査役磯部寛氏、樋口俊輔氏及び橋本綾子（成綾子）氏は、社外監査役であります。

３．監査役樋口俊輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．監査役橋本綾子（成綾子）氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

５．取締役馬渕邦美氏、監査役磯部寛氏、監査役樋口俊輔氏及び監査役橋本綾子（成綾子）氏は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定める独立役員であります。

(2) 当事業年度中に辞任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役、社外取締役及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該取締役及び監査役がその職務執行につき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に定める最低限度額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	４名 （１名）	45,540千円 （3,600千円）
監査役 （うち社外監査役）	３名 （３名）	6,480千円 （6,480千円）
合計	７名	52,020千円

（注）取締役の報酬限度額は、2018年６月28日開催の第７期定時株主総会において、年額500,000千円以内（うち社外取締役分は年額80,000千円以内）と決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、2016年１月18日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	馬　渕　邦　美	当事業年度開催の取締役会18回中17回に出席し、議案審議等に対し、複数の事業会社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適切な発言を行っております。
監査役	磯　部　　寛	当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席し、議案審議等に対し、複数社での経営管理や監査役の経験等、豊富な経験と幅広い見識から、適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	樋　口　俊　輔	当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席し、議案審議等に対し、公認会計士としての専門的知見から、適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	橋　本　綾　子 (成　　綾　子)	当事業年度開催の取締役会18回中17回に出席し、議案審議等に対し、弁護士としての専門的知見から、適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には14回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) １．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第１項の同意をした理由は、会計監査人の品質管理体制、監査チームの独立性と専門性、継続した相当な監査状況及び報酬の水準を評価し、適当であると判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

６．会社の体制及び方針

(1)業務の適正を確保するための体制

2018年４月17日開催の当社取締役会において、会社法第362条第４項第６号に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり決議しました。

１．当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会を原則として毎月１回開催することに加え、必要があるときは臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行状況を監督する。

(2) 取締役及び使用人は取締役会規程、業務分掌規程等の社内規程に従い業務を執行する。

(3) 取締役及び使用人は法令又は定款に関する違反が発生し、又は、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。

２．当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項

(1) 取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理については、取締役会議事録、その他の重要な文書及び情報は書面又は電磁的記録媒体等へ記録し、文書管理規程の定めに従い、適正に保存及び管理する。

(2) 取締役及び監査役は前項の文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

３．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 各部門の責任者は業務分掌規程に定められた範囲に付随するリスクを管理し、組織横断的リスク、全社的リスクについては経営管理部が中心となり、代表取締役社長が統括する。

(2) 不測の事態が発生した場合は代表取締役社長を対策責任者として、取締役、監査役及び代表取締役社長が指名した使用人により構成された対策会議において対応を行い、損害の拡大を防止する。

(3) 前項の対策会議は必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。

４．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として毎月１回の定時取締役会を開催する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を確保する。

(2) 取締役は取締役会規程の定めに従い、取締役会において、職務の状況を報告する。

(3) 取締役の効率的な職務執行のため、業務分掌規程を定め、組織の業務分掌を明確にする。

５．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 子会社の事業規模等を考慮の上、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

(2) 各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣し、前項の報告すべき事項がすべて報告されていることを確認する。

② 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1) グループ全体のリスクについては各子会社の代表取締役社長及び当社の管理部門が中心となりリスクを管理し、当社代表取締役社長が統括する。

(2) 不測の事態が発生した場合の対策責任者については、各子会社の事業規模等を考慮の上、子会社ごとに取り決める。

③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 各子会社には原則として取締役又は監査役を派遣し、経営指導を通じ職務の執行が効率的に行われるよう指導する。

④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 各子会社には原則として取締役又は監査役を派遣し、取締役会への出席を通じて職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。

(2) 各子会社も原則として当社の内部監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。

6．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。

(2) 監査役の職務を補助すべき使用人についての人事異動に係る事項及び人事評価の決定については、監査役に事前の同意を得る。

(3) 監査役の職務を補助すべき使用人は監査役の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については取締役等からの指揮命令を受けないものとする。

7．当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

(1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。

(2) 取締役及び使用人は重大な法令・定款違反もしくは当社の事業に重大な影響を及ぼす事項が発生し、又は、そのおそれがある場合は遅滞なく監査役に報告する。

8．監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社は、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対し、いかなる不利益な取り扱いを行ってはならない。

(2) 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

(1) 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有する。

(2) 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支出する。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役は定期的に監査役と会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査役監査の環境整備に努める。

(2) 監査役は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

1．当事業年度は取締役会を18回開催しております。経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項のほか、経営方針に関する重要事項を審議及び決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

2．当事業年度は監査役会を14回開催しております。監査役会を通じて監査役相互の情報共有を図るほか、各監査役は取締役会への出席、重要な書類の閲覧などを通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また、各監査役は、内部監査室及び監査法人と定期的に三者ミーティングを行うなど連携を密にし、実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

3．内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務の監査、内部統制監査を実施しております。

(3)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しておりますが、当面は経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元に繋がると考えております。

第９期事業年度につきましては、当社は成長過程にあり、財務体質の強化と事業拡大のための投資等を当面の優先事項と捉え、配当を実施しておりません。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年１回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,618	流動負債	1,189
現金及び預金	2,764	買掛金	67
売掛金	753	１年内返済予定の長期借入金	438
前払費用	32	未払金	380
その他	69	未払費用	10
貸倒引当金	△1	未払法人税等	102
固定資産	338	未払消費税等	18
有形固定資産	27	前受金	127
建物	11	預り金	6
工具、器具及び備品	15	返金引当金	15
無形固定資産	187	その他	23
ソフトウエア	186	固定負債	656
その他	0	長期借入金	609
投資その他の資産	124	資産除去債務	25
投資有価証券	5	その他	20
関係会社株式	9	負債合計	1,845
関係会社長期貸付金	20	(純資産の部)	
敷金	64	株主資本	2,111
繰延税金資産	18	資本金	819
その他	7	資本剰余金	760
繰延資産	4	資本準備金	760
株式交付費	4	利益剰余金	931
		その他利益剰余金	931
		繰越利益剰余金	931
		自己株式	△399
		新株予約権	4
		純資産合計	2,116
資産合計	3,962	負債及び純資産合計	3,962

損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		4,103
売上原価		851
売上総利益		3,252
販売費及び一般管理費		2,552
営業利益		699
営業外収益		
助成金収入	15	
受取手数料	17	
雑収入	9	
その他	0	41
営業外費用		
支払利息	13	
支払手数料	8	
デリバティブ評価損	6	
その他	5	33
経常利益		708
特別利益		
事業譲渡益	35	
固定資産売却益	5	41
特別損失		
減損損失	116	
関係会社株式評価損	14	
その他	9	140
税引前当期純利益		609
法人税、住民税及び事業税	124	
法人税等調整額	102	226
当期純利益		382

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

残高及び変動事由	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2019年４月１日残高	**800**	**741**	**741**	**549**	**549**	**―**	**2,091**
当期変動額							
新株の発行	18	18	18	―	―	―	37
当期純利益	―	―	―	382	382	―	382
自己株式の取得	―	―	―	―	―	△399	△399
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―	―	―
当期変動額合計	**18**	**18**	**18**	**382**	**382**	**△399**	**20**
2020年３月31日残高	**819**	**760**	**760**	**931**	**931**	**△399**	**2,111**

残高及び変動事由	新株予約権	純資産合計
2019年４月１日残高	**―**	**2,091**
当期変動額		
新株の発行	―	37
当期純利益	―	382
自己株式の取得	―	△399
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4	4
当期変動額合計	**4**	**25**
2020年３月31日残高	**4**	**2,116**

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関　係　会　社　株　式…… 移動平均法による原価法

そ　の　他　有　価　証　券

時価のないもの　　…… 移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

有　形　固　定　資　産…… 定率法

ただし、2016年４月１日以降取得の建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　３～15年

工具、器具及び備品　３～10年

無　形　固　定　資　産…… 定額法

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア（自社利用分）　　５年（社内における利用可能期間）

３．重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返金引当金

人材紹介サービスにおける紹介手数料の将来の返金に備えるため、将来発生すると見込まれる返金見込額を計上しております。

４．のれんの償却方法及び償却期間

５年間の定額法で償却しております。

５．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

損益計算書

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「雑収入」（前事業年度１百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「デリバティブ評価損」（前事業年度０百万円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「支払報酬」（当事業年度１百万円）については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「特別損失」の「事務所移転費用」（当事業年度２百万円）については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

（貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額　　27百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式　　11,642,220株

２．当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　　457,100株

３．当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　　589,330株

（注）当事業年度末において権利行使期間の初日が到来していないもの及び権利が確定していないものを除いております。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	23百万円
資産調整勘定	41　〃
未収入金	11　〃
減損損失	29　〃
資産除去債務	7　〃
その他	20　〃
繰延税金資産小計	134百万円
評価性引当額	△114　〃
繰延税金資産合計	19百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△1百万円
繰延税金負債合計	△1　〃
繰延税金資産純額	18百万円

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金計画に照らし必要な資金を銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、一部の取引については前受金を受領し信用リスクの軽減を図っております。敷金は当社が入居している事務所の不動産賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等はそのほとんどが１年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。借入金は主に設備投資に必要な資金や運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長５年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、担当部署が取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２）を参照ください。）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,764	2,764	―
(2) 売掛金	753		
貸倒引当金（※）	△1		
	751	751	―
(3) 敷金	64	64	△0
資　産　計	3,579	3,579	△0
(1) 買掛金	67	67	―
(2) 未払金	380	380	―
(3) 未払法人税等	102	102	―
(4) 未払消費税等	18	18	―
(5) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）	1,048	1,036	△11
負　債　計	1,616	1,605	△11

（※） 売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注１） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価は、合理的に見積もった支払予定時期に基づき算出した将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく割引率で割引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、及び(4) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金(１年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券	5
関係会社株式	9

(注) 上記は非上場株式であるため市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注３) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,764	―	―	―
売掛金	753	―	―	―
敷金(※)	―	64	―	―
合　　計	3,517	64	―	―

(※) 敷金は合理的に見積もった支払予定時期によっております。

(注４) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む。）	438	316	143	100	50	―
合　　計	438	316	143	100	50	―

（関連当事者との取引に関する注記）

（単位：百万円）

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	丸山　侑佑	(被所有) 直接3.68%	当社取締役	新株予約権の権利行使	11	―	―
役員	加藤　広晃	(被所有) 直接0.42%	当社取締役	新株予約権の権利行使	11	―	―

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	188円82銭
１株当たり当期純利益	33円92銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（減損損失に関する注記）

当事業年度において計上した減損損失の、固定資産の種類ごとの内訳は、次のとおりであります。

ソフトウエア	85百万円
のれん	30百万円
合計	116百万円

キャリア領域の一部サービスについて、十分なキャッシュ・フローの獲得が見込めないと判断し、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（企業結合等に関する注記）

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社フェズ

事業の内容　インターネットメディア事業

② 企業結合を行った主な理由

当社の企業価値向上及び相乗効果による事業拡大を図ることを目的としております。

③ 企業結合日

2019年10月31日

④ 企業結合の法的形式

事業譲受

⑤ 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする事業譲受であるためであります。

(2) 計算書類に含まれている被取得事業の業績の期間

2019年11月１日から2020年３月31日

(3) 被取得事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	77百万円
取得原価		77百万円

(注)条件付取得対価は当事業年度末時点では確定しておらず、取得の対価に含めておりません。

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳

ソフトウエア77百万円

(7) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当事業年度以降の会計処理方針

株式会社フェズに対して、被取得事業の一定期間の将来業績に応じて取得対価の追加支払を行う契約となっております。追加支払いが発生した場合、取得時に支払ったものとみなしてのれん及びのれんの償却額を計上することとしております。

事業分離

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

株式会社ピーエー

② 分離した事業の内容

インターネットメディア事業（リーガル領域）

③ 事業分離を行った主な理由

当社の経営資源の有効活用と持続的な成長及び企業価値の一層の向上を図るため、当該事業の譲渡を決定いたしました。

④ 事業分離日

2019年12月31日

⑤ 事業分離の法的形式

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 移転損益の金額

事業譲渡益35百万円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

固定資産	125百万円
資産合計	125百万円

③ 会計処理

当該事業の帳簿価額と売却額との差額を「事業譲渡益」として特別利益に計上しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

当社の事業セグメントは、インターネットメディア事業のみの単一セグメントであります。

(4) 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概要額

	期間累計
売上高	74百万円
営業利益	38百万円

（会計上の見積りの不確実性に関する注記）

当社では、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社への影響は、サービスによってその影響や程度が異なるものの、営業収益減少等の影響があるサービスについては、中期的には、概ね回復する仮定に基づき、会計上の見積もりを行っております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月27日

ポート株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　早稲田　宏　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐々田　博信　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ポート株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月27日

ポート株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　磯　部　寛 ㊞

監査役（社外監査役）　樋　口　俊　輔 ㊞

監査役（社外監査役）　橋　本　綾　子（成　綾　子） ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役３名選任の件

現取締役４名は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
1	春日博文（かすがひろふみ） （1988年２月22日）	2011年４月 2018年５月	株式会社ソーシャルリクルーティング(現 当社) 設立 代表取締役社長 就任(現任) 一般社団法人テレメディーズ理事 就任	4,066千株
	【取締役候補者とした理由】 当社の創業者として代表を務め、当社の成長に貢献してまいりました。これまでの経験及び実績並びに当社事業に関する幅広い知識を活かし、今後も当社の企業価値向上に資することが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	丸山侑佑（まるやまゆうすけ） （1986年４月20日）	2009年４月 2012年２月 2013年１月 2013年３月	株式会社トライアンフ 入社 KLab株式会社 入社 株式会社ソーシャルリクルーティング(現 当社) 入社 株式会社ソーシャルリクルーティング(現 当社) 取締役副社長 就任(現任)	412千株
	【取締役候補者とした理由】 長年に渡り、取締役副社長として代表取締役社長を補佐するとともに、経営管理部門を統括し、当社の経営基盤構築及び強化に貢献してまいりました。その豊富な経験及び実績と幅広い見識から、同氏が今後も当社の持続的な企業価値向上のために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
3	馬渕邦美 （1965年10月14日）	1995年４月 1998年６月 2009年２月 2012年３月 2012年３月 2016年２月 2018年７月 2018年９月 2019年12月	Sapient Corporation 入社 株式会社DOE代表取締役社長就任 ディーディービー・ジャパン株式会社　取締役 就任 オグルヴィ・ワン・ジャパン株式会社 (現　ジオメトリー・オグルヴィ・ジャパン合同会社)代表取締役社長 就任 ネオ・アット・オグルヴィ株式会社 (現　ジオメトリー・オグルヴィ・ジャパン合同会社)代表取締役社長 就任 フライシュマン・ヒラード・ジャパン株式会社 入社 Facebook Japan株式会社 Director　就任 当社社外取締役 就任(現任) 株式会社マクアケ社外取締役　就任(現任)	―
	【社外取締役候補者とした理由】 複数の事業会社における経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社の経営に反映いただけるものと考え、当社社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。			

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．当社と馬渕邦美氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同氏がその職務執行につき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項に定める最低限度額としており、同氏が社外取締役に再選された場合には、同氏との間で引き続き同様の契約を継続する予定であります。

３．馬渕邦美氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

４．馬渕邦美氏の社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年９ヶ月となります。

第２号議案　補欠取締役１名選任の件

法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠取締役１名の選任をお願いするものであります。その任期は当社定款の定めにより、前任者の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案における選任の効力は就任前に限り、取締役会決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠取締役候補者は、次の通りであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式数
加藤（かとう）　広晃（ひろあき） （1984年２月15日）	2008年３月 2011年９月 2013年５月 2015年５月 2016年５月 2017年５月 2017年５月 2017年12月	監査法人トーマツ(現　有限責任監査法人トーマツ）入所 日本国公認会計士登録 株式会社メタップス　入社 株式会社デジタルサイエンスラボ(現　株式会社メタップスエンターテインメント)監査役 就任 株式会社メタップス・テクノロジーキャピタル(現　株式会社メタップスアルファ)監査役 就任 加藤会計事務所　設立 所長 就任(現任) 当社 入社　経営管理部長 当社非業務執行取締役 就任(現任)	48千株
【補欠取締役候補者とした理由】 2017年当社入社後、経営管理及びコーポレートガバナンスに携わり、公認会計士としての経験や上場会社で培った経験を活かして、当社の発展に貢献して参りました。これらの経験や見識を活かし、当社取締役としての職務を遂行できるものと判断し、補欠の取締役としての選任をお願いするものであります。			

（注）候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。その任期は当社定款の定めにより、前任者の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
吉田浩史 （1964年４月28日）	1987年４月	株式会社両毛システムズ　入社 経理部マネージャー	—
	2000年10月	株式会社テイク・グッド・ケア　入社 経営企画室長	
	2000年11月	同社　取締役経営企画室長　就任	
	2003年９月	EAG株式会社　入社 管理部長	
	2008年１月	マーズ株式会社(現　グリーアドバタイジング株式会社)　入社 管理部長	
	2010年６月	同社　取締役　就任	
	2012年１月	グリー株式会社　入社	
	2014年４月	株式会社ソーシャルリクルーティング(現　当社)　入社 取締役経営管理部長　就任	
	2017年５月	当社内部監査室長	
	2020年４月	当社経営管理部長（現任）	
【補欠監査役候補者とした理由】 複数の要職で培われた幅広い見識を有しており、客観的に適切な監査を行っていただけると判断したため、候補者といたしました。			

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．吉田浩史氏が監査役に就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。

第４号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人として東陽監査法人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が東陽監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、上場会社監査の豊富な実績を有することに加え、同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制、並びにIFRS（国際財務報告基準）対応等を総合的に勘案し、複数の監査法人を比較検討した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

（2020年３月31日現在）

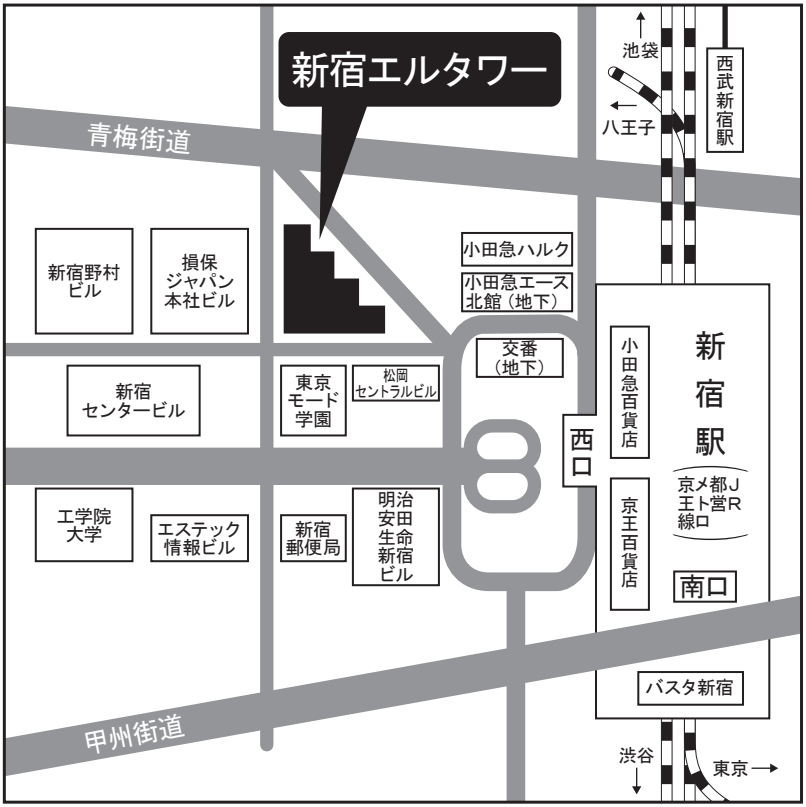
名称	東陽監査法人
所在地	東京都千代田区神田美土代町７番地 住友不動産神田ビル６Ｆ
沿革	1971年１月　監査法人日東監査事務所を設立 1981年11月　虎ノ門共同事務所との統合を機に、東陽監査法人に名称を変更 大阪事務所、名古屋事務所を設置 2005年１月　監査法人西村会計事務所と合併 2006年10月　東都監査法人と合併 2018年７月　Crowe Globalへ加入
人員構成	代表社員　55名 社員　18名 公認会計士　246名 新試験合格者・会計士補　50名 その他の専門職員　25名 事務職員　24名 合計　418名

以上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場　東京都新宿区西新宿１丁目６番１号
新宿エルタワー30階　Ｂ室



交通案内
- ●JR（山手線・中央線・総武線・埼京線）　新宿駅（西口）より徒歩2分
- ●小田急線・京王線　新宿駅（西口）より徒歩2分
- ●西武新宿線　西武新宿駅より徒歩7分
- ●東京メトロ 丸ノ内線　新宿駅より徒歩2分
- ●都営地下鉄 新宿線　新宿駅より徒歩3分
- ●都営地下鉄 大江戸線　都庁前駅より徒歩3分

お願い　株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用いただきますようお願い申しあげます。